

報告第11号 専決処分の報告について（小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

《改正の趣旨》

平成31年度税制改正に基づき国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等の改正を行うもの。

① 基礎課税額にかかる課税限度額を3万円引き上げ

■課税限度額	(現行)		(改正後)
・基礎課税額	<u>58万円</u>	→	<u>61万円</u>
・後期高齢者支援金等課税額	19万円	→	(改正なし)
・介護納付金課税額	16万円	→	(改正なし)

② 減額の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ

■軽減判定所得

・5割軽減基準額

$$\text{(現行)} = \text{基礎控除額(33万円)} + \underline{27.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

↓

$$\text{(改正後)} = \text{基礎控除額(33万円)} + \underline{28\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

・2割軽減基準額

$$\text{(現行)} = \text{基礎控除額(33万円)} + \underline{5.0\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

↓

$$\text{(改正後)} = \text{基礎控除額(33万円)} + \underline{5.1\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>580,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>580,000円</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>580,000円</u>を超える場合には、<u>580,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p>	<p>改正 改正</p> <p>改正</p>

<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>500,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>510,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	---------------------